

（午前11時15分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

順番10、3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）一般質問を行います。

私は、「市民は市政の主人公」、この立場から3項目について質問をいたします。

1項目めの質問は、社会保障としての国民健康保険事業について伺います。

第1の質問は、国民健康保険事業は社会保障の一つであるということ。資本主義社会は、貧富の格差をもたらす必然性を持つ社会制度であり、歴代の自民党政治はより一層の貧富の格差を増大させてきました。社会保障制度なしに資本主義社会は成り立ちません。この論点から、社会保障の一つとして国保事業をしっかりと位置付ける必要があると考えるが、当局の見解を伺います。

第2の質問は、高過ぎる国民健康保険税問題です。橋本市の国民健康保険加入世帯の5世帯に1世帯が滞納となる実態は、納税能力を超える課税にあると考えるが、高過ぎる国民健康保険税になっていないのか伺います。

第3の質問は、増え続ける無保険者問題です。滞納者に対するペナルティとして、短期保険証（6カ月以上滞納者）の発行件数315件、資格証明書（1年以上滞納者、保険証の取り上げ）、この件数は119件もあり、国保事業の目的、市民の命と健康を守ることができない現状について、当局の見解を伺います。

第4の質問は、滞納者に対する違法と思える強制徴収の問題です。強制徴収とは、預金

などを差し押さえ、滞納を回収するということでありますけれども、国税徴収法を適用し実施していると認識するが、国税徴収法では、明確に生活費の徴収は禁止しています。生活費を含む強制徴収は違法行為にならないのか、この点伺います。

第5の質問は、国民健康保険事業の広域化問題です。私の6月議会での国民健康保険事業の質問に対する答弁で、国民健康保険事業の広域化に期待する旨の答弁があったと記憶をいたします。当局は、広域化に何を期待しているのか伺います。

2項目めの質問は、コミュニティバスの充実について伺います。

木下市長の決断で、2006年2月1日に旧橋本市で運行が開始された。私も、約10年間にわたりコミュニティバスの運行を求める運動を進めた1人として、大変うれしく思いました。利用者は、2007年度1万3,249人、08年度1万5,160人、09年度1万6,219人と、年々増加傾向にあります。高齢者社会の進行の中で、ますます利用者の増加が見込まれています。

利用者の方から、「コミュニティバスで市民病院に通院できるようになり、大助かりです」など、現利用者から歓迎の声が聞かれる一方、コースから除外された地域の住民からの批判や、改善（停留所・便数の増）を求める声も出されます。

私たちは、これらの声にこたえるべく、コミュニティバスの充実を求める請願に取り組み、2007年12月議会に提出をいたしました。

1年間に及ぶ慎重審査の上、08年12月議会でも全会一致で採択をいただきました。その後、本年2月に、橋本市地域公共交通活性化協議

会が設置され、橋本市のより良い公共交通網について議論されています。

そこで、第1の質問は、橋本市の公共交通網の整備について、日程を含め具体策を伺います。

第2の質問は、コミュニティバスの充実の点で、JR隅田駅に停留所設置を求める要望を聞きますが、その実現について伺います。

最後の質問は、市営住宅入居者に関する所得証明書について伺います。

市営住宅の入居者の高齢化は、他の地域と比較しても進んでいると思います。住宅によっては、限界集落と言われる現状も見られます。年に一度、入居者に義務付けられている所得証明書の提出について、高齢者や障がい者の皆さんは、市役所まで出向くことに大変苦労していると。このことですが、高齢者対策、あるいは住民サービスの観点から、何か良い策を伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の一般質問に対する答弁を求めます。

総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）それでは、コミュニティバスの充実についてのご質問にお答えをさせていただきます。

橋本市コミュニティバスは、平成18年2月から旧橋本市において、市民病院循環バスとして運行を開始いたしました。

その後、旧高野口町との合併を経て、平成18年11月からは、新たに高野口町を運行するルートを追加するとともに、名称を現在の橋本市コミュニティバスに改め、現在3ルート2台運行で一日12便を運行しております。

利用者も、運行当初から毎年増加しており、平成21年度は1万6,219人の方がご利用されました。

コミュニティバスへの市民の関心は高く、各地区からルート整備や増車、増便の要望が多数寄せられています。

本市では、市民の要望にお答えすべく、本年2月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、橋本市地域公共交通活性化協議会を設立いたしました。本協議会は、国・県・市などの関係機関をはじめ、バスやタクシーなどの交通関係者、警察や商工会議所・商工会の代表者、学識経験者、一般住民の代表者など29名の委員で構成されています。

平成22年度は、調査事業として国の補助を受け、バスをはじめとする公共交通の基礎調査と市民の公共交通に関するアンケート調査などを実施し、橋本市内の公共交通のあり方を検証するとともに、橋本市地域公共交通相互連携計画を策定いたします。

具体的な日程は、来る10月初旬に第3回協議会を開催し、12月には第4回協議会、翌年1月には第5回協議会の開催を予定しております。

この計画に基づき、平成23年度には計画事業として、コミュニティバス車両1台を新たに導入するとともに、コミュニティバスの路線変更や運行ダイヤの見直しを行う予定であります。あわせて、民間バス路線の一部見直しも予定しており、最終的な交通連携計画は、協議会の審議を経て決定されることとなり、現時点では具体策は未定でありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

次に、JR隅田駅へのコミュニティバスの乗り入れの件につきまして、ご答弁させていただきます。

JR隅田駅は現在無人駅で、駅前にはJR西日本の敷地となっております。コミュニティバスを駅に乗り入れする件について、バスを運行する南海りんかんバス株式会社に確認したところ、現在コミュニティバスの予備車と

して、近畿運輸局に登録している小型の路線バスがJR隅田駅前で切り返すことなく方向転換ができなければ、バス路線として許可されないとの回答を得ております。

現在のJR隅田駅前広場のスペースでは、予備車の方向転換は不可能と思われませんが、今後JR隅田駅への乗り入れの必要性、利便性、利用者の見込みなどを検証した上で、地域公共交通活性化協議会で検討したいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）社会保障としての国民健康保険事業の第1点目にお答えいたします。

社会保障制度は戦後急速に普及し、昭和25年に社会保障制度審議会勧告において示された「社会保障制度の定義」を踏襲しながら、種々の変革を行い現在に至っています。

この社会保障における社会保険とは、医療、年金、介護、雇用、労働者災害補償保険で、保険料等を負担し、病気、けが、出産、死亡、老齢、障がい、失業など、生活の困難をもたらすいろいろな事故、保険事故と言いますが、に遭遇した場合に、一定の給付を行い、その生活の安定を図ることを目的とした強制加入の保険制度です。

また、社会福祉は、障がいのある方、老人、児童、母子等に対する福祉等で、社会生活をする上でさまざまなハンディキャップを負っている方が、そのハンディキャップを克服して安心して社会生活を営めるよう、公的な支援を行う制度であり、公的扶助は、生活保護制度で、生活に困窮する方に対して最低限度の生活を保障し、自立を助けようとする制度、公衆衛生は、食品衛生、結核、感染症、麻薬対策、上水道等で、健康に生活できるよう、

さまざまな事項についての予防、衛生のための制度です。

このように、多くの制度により社会保障の目的を達成していくものと考えております。

第2点目についてですが、国においては後期高齢者医療制度の平成24年度末廃止に合わせて、国民健康保険制度改革の検討が行われているところです。

これに向け、市としても各種要望を行っているところですが、今後も引き続き、被保険者及び市の負担の軽減について、各種機会を通じて国に要望してまいりたいと考えています。

また、税の賦課に関しては、法等の規定により税率を算定しているものでありますので、ご理解のほどをお願いいたします。

3点目の短期被保険者証、被保険者資格証明書については、被保険者個々の事情もありますが、法等の規定に基づき円滑かつ適正に運営してするために施行しているものでありますので、ご理解のほどお願いいたします。

次に、4点目の市税の滞納処分については、多くの納期内納税者の方々との税負担の公平性確保と財源確保のために実施しております。

滞納処分は、地方税法等に基づき実施しており、議員ご指摘のような違法性はないと考えております。

次に、5点目についてであります。今、国においては後期高齢者医療の平成24年度末の廃止に向けて、制度改革の準備を行っていますが、高齢者医療制度改革会議では、8月20日に「高齢者のための新たな医療制度等について」の中間取りまとめを行いました。

この取りまとめの中には、広域化を含めた国民健康保険の運営のあり方の記述もありますが、引き続き検討するとされた項目も多数あり、本年末までに結論を得るとされております。

本市としては、この結論による法整備を見守ってまいりたいと考えています。

○議長（中西峰雄君）建設部長。

〔建設部長（樽井豪男君）登壇〕

○建設部長（樽井豪男君）市営住宅の入居者に関する所得証明書の提出についてのご質問でございますが、公営住宅の家賃は入居者の収入に応じて決定することとなっており、入居者の収入把握を確実に行う必要があります。収入の申告が義務付けられています。

また、国や市の財政支援によって家賃の低廉性が保障されており、実質的には公的給付とは変わりはありません。

一般的な公的給付については、被給付者が当該給付の申請を行うことが通常であり、公営住宅制度においても、低廉な家賃により公営住宅に入居するためには、一般的な公的給付と同様に入居者が収入の申告をすることが合理的です。そのため、入居者の収入の申告の基礎となる所得証明書を添付した収入申告書を毎年提出していただいているところであります。

高齢者対策といたしましては、収入申告書の提出についての通知文の中に、「高齢等の理由により来庁できない方は、電話等でご連絡ください」と記載させていただいており、提出についての相談に応じたり、どうしても市役所に来れない事情がある方については、委任状をもって所得証明書交付の代行対応を行い、適正な収入申告につなげています。

ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君、再質問ありますか。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、1項目目の社会保障としての国民健康保険事業について、再質問を行います。

①の日本社会は資本主義社会であり、貧富

の格差をもたらすことを必然とする社会制度である。このことについての認識を伺います。演壇の答弁でいただけてないように思いますので、お願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の再質問に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）社会保障制度についてのご質問なんですけれども、先ほどの答弁でもさせていただきましたけれども、社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、病気、死亡、老齢、失業、その他の貧困の原因に対して、保険的方法または直接公の負担において経済的保障等を講じ、生活困窮に陥った者に対しては国家扶助によって最低限度の生活を保障し、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、それが国民の文化的な社会の成員たるに値する生活を営むようにできること、そうすることを目的としている制度でありまして、決して貧富の差を拡大助長するための制度ではないと思っております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）それでは、再質問ですが、貧富の格差社会という、これがやっぱり大前提としてあると。だから、社会保障の充実というのは避けて通れないんだと、そういう課題なんだと。中でも、国民健康保険事業というのは、市民の命と健康を守る重要な社会保障制度の柱の一つだと、このように認識しているんですが、部長のお考えはどうか。再度伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）基本的には、先ほど答弁させていただいたとおりでございますけれども、決して貧富の差で、そう言えば現実的にはそういう一面、ありますけれども、それを解消していくために私たち努力していくものだと考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ちょっとかみ合いませんので、次②の高過ぎる国民健康保険税問題について再質問をします。

5世帯に1世帯が滞納するという、この事態は異常だというふうに思うんです。当局は、この実態について正常というふうに考えておられるのか。高過ぎる国民健康保険税、納税能力を超えた税額になっていないのかと。この点、伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）最後のとりでとも言える国民健康保険事業、国民皆保険制度を維持していくためには、翌年度必要となる医療費、これについては絶対確保しなければ運営ができません。はじめから破綻しているような状況になっております。

ですから、翌年度予算における必要税額を算定するわけですが、現実の収納率、これは除して必要税額を求めていきます。それから、要る費用に対して税率を算定するという作業が必要になります。そうでないと、国民健康保険、安定的には運営することができません。したがって、これは制度を支えていくための必要税額に対しての税額を算定しておりますので、保険料というのはやむを得ないものと考えております。

ただ、医療費総額というのは、健康であるかないかによって、医療費総額は変わってきますので、できるだけ健康でいただくというためのあわせての保険事業についても、現在活発にやっているところであります。

それと、昨今の経済状況等を勘案して、どうしても保険料を、保険税を納付できないという方については、国の制度も経済的な失業になった方については、非自発的失業者対策とか、倒産に遭われた方については、税額を減額するとか、そういう制度もあります。そ

して、市独自の減免制度も設けて個々の納付相談にも応じさせていただいて、減額なりさせていただいておるところでございますので、一応強圧的に税額は完全納付してくださいという、強圧的な私たち姿勢で臨んで国民健康保険を運営しているわけじゃなくて、個々の事情に応じて払える税額を払っていただくというそういう心を持ち合わせておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長、先ほどの再質問は、滞納者が多いと。多い原因は高過ぎる保険料にあるのではないのかというただしでございますので、これに対して一定の見解を、答弁をお願いいたしたいと思います。健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）税額が高過ぎるのではないかということなんですけれども、全国的に見ても、本市は決して飛びぬけて高いという状況ではございません。決してそういうことではございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君の質問を再度言いますと、そこに因果関係があるんじゃないんでしょうかというただしでございますので、そのところの見解を聞きたいんですね。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）税額がすべて原因で納税に影響している、納められない方もいるということだと思っておりますけれども、それは個々の事情で、それぞれ個々の事情がありまして、納めていただいている方もあれば、納税できないという方もいらっしゃいます。

ただ、保険制度として一応安定的に運営できているのかなと私思っております、そういう観点から見れば、大多数の人が国民健康保険税を医療制度を支えるために、医者にか

かったときの万一の用心のために保険料を納めていただいていると、そういう認識であります。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）5世帯に1世帯が滞納という現実があるやろう。これはもうまともな税で言葉悪いけど、税額になっていないというふうにそこを問題視したいんです。

それで、次に行きます。この高い国民健康保険税になっている一つの原因として、昨年度約1.3倍に国民健康保険税が上げられました。このときの国民健康保険税額の設定にあたって、納税率を93.5%というふうに算出をして、国民健康保険税額を決めた。そうではありませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）先ほどもちょっとふれさせていただいたんですけれども、税額を決めるというのは、実際の収納率を使います。91%余りです。これを使わせていただきます。ただ、翌年度の予算を編成する場合につきましては、91%というのは実際の数字ですので、例年どおりの収納率で算定するのかというご意見もいただいておりますので、より高い目標を設定いたしております。例年93.5%程度で予算を組んでおまして、これはより収納率を上げようという職員の心構え、心意気でもありますので、さらに高い目標を、収納率の目標を設定するという事で設定しております。税率の設定につきましては、91%です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）問題にしているのは、91%の納税率で国民健康保険税額を決めたの。93.5%。どちらなんですか。今、部長の答弁。確認します。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）税率の算定に

ついては、一般被保険者分で算定しております。当年度収納率91%で収納見込額調停額を算出して、そこから税率を算定しておりますので、91%として認識しております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だとすれば、残りの9%分、これどうしているんですか。9%分を上乗せした形で国民健康保険税額を決めていることになります。この9%上乗せした額を国民健康保険加入者に求めていることになりませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）そういう考え方もできると思うんですけれども、ただ実際の収納できるのが91%なので、あとの9%は当然100%にしたら歳入欠陥になると。後々の保険料に影響してきますので、実際の必要見込額、つまり調停額になるわけですけれども、それを算定して要る保険料をいただく、そのために必要な税率を算定する。平たく言えば、正確性を期して歳入欠陥をできるだけ圧縮すると。実際の数字に近づけるということで算定作業は行います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これ、91%の納税率で税額を計算すると。これ、税の公平ってよく言われるんですけれども、行政の方は。これで公平というふうに言えますか。このやり方で。この点を伺います。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）実際100%で組めばいいんですけれども、到底現場の私が言うのはおかしいんですけど、不可能な数字でございます。100%で組んでしまいますと、先ほどから言っていますように、医療費総額、国民健康保険の場合は予算に合わせてお金を使うという形じゃなくて、医療費として要った費用を支払うという形で、日々の病院へかか

るとか薬を求める、この集大成として予算なり決算ができてくるんですけども、過大になりますとやっぱり財布が大きいという形になりますので、それに伴う歳出を組まなければならない。それに大きな歳出で大きく過大に組みますと、大きな差が出てきます。予算が、不納欠損であったり、予算が、ちょっと言葉は悪いんですけど、めちゃくちゃな状態に、誤差がかなり出てきますので、そういう予算の組み方はしませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）上乘せした税額というやり方という、これは公平ということとは言えないと思うんですよ。100%で組んでおいて、そして納税されない部分については、最終的には一般会計から繰り入れるというふうなこういう対応も考えられるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）全国の保険者の中には、一般会計から繰り入れている事業体もあるわけですけども、法的には一般会計からの繰り入れは認められないことになっております。一般会計から繰り入れるということになりましたら、市税を使うわけですから、国保に入っていない方の税も使うということになります。それと、税に税を使うということになり、二重に目的外の税を使うということになりますので、他会計からの繰り入れについては認められていないところでございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）いろんな自治体を見ますと、一般会計からどんどん繰り入れてやっているとところもいくつもあるんです。部長、首振っているけど、その点はっきり申し上げておきます。

③の再質問します。この保険証の取り上げ問題なんですけど、まず変数を確認しておきます。新しい数字を。短期保険証とって、6カ月間以上滞納すると、3カ月間の保険証、短期保険証が発行されるんですけど、これ315件というふうに認識しているんですけど、次に資格証明書。これ、1年以上滞納しますと、保険証を取り上げてしまって、この資格証明書というのを発行するんですけど、この件数が119件というふうに認識しているんですけど、この数字に間違いありませんか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）日々数字が動いておりまして、直近の数字を申し上げます。22年8月末現在でございます。短期被保険者証が451世帯です。資格者書が137世帯でございます。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）驚きましたね。6月議会で、資格証明書の発行件数119件で、部長答弁したので、僕128件という頭にあったんやけど、修正。こんなに増えてますか。

この短期保険証やあるいは資格証明書の方の受診実態。病院に行っているかどうかやな。これについては、どう把握されていますか。具体的な数値を示してください。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）個々の医療受診の実態については把握しておりません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）ここが一つの大きな問題なんです。ペナルティという形で、国の指導があるとはいえ、自治体によってこういう資格証明書を出してないところも、これもまたあるんですよ。

知りたいのは、資格証明書や短期保険証の場合、受診しづらいというか、要するに病院

に行きたくても行けないというね。国民健康保険事業の根本問題と言っていいのかな、これ。国民皆保険ということで、皆さん、病気になったらいつでも保険を使って病院に行けるという制度のはずなんです、大まかなことすらわかりませんか。全く。受診に関する件数等は。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）はい。私は、そういう短期被保険者証、資格書をお持ちの方がどれだけ医療機関を利用されているのか、あるいは全くされていないのか、そういうデータは持ってありません。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）だから、最初①でも論じたんやけども、一向に答えが返ってこんのやけどね。社会保障としての貧富格差社会のもとでの社会保障としての国民健康保険事業という場合、こうした短期保険証の発行であるとか、資格証明書の発行であるとか、こうしたことはやるべきでないですよ。私は断言できるんですけども、その点いかがですか。

○議長（中西峰雄君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（上田敬二君）短期被保険者証、資格書につきましては、公平性の観点、納税者の公平性の観点から、ペナルティをかける意味合いで発行しているものです。

ただ、やみくもに発行するわけではなくて、発行する前に本人に役所のほうに来ていただきまして、生活の実態、あるいは収入の状況等を相談を受ける機会をつくるという努力をして、電話での呼び出して、ちょっと言葉きついですけども、呼び出しとか、文書での呼び出しということで、相談日を何回も何回も案内をしておりますけれども、短期者証については、それなりに何人か来ていただいて、納付相談していただくんですけども、それ

によって分納等対応しておりますけれども、資格者書については、全く呼び出しにも来てくれないと。そういうことの方に出处しておりますので、ある意味で面談機会の確保という意味合いからこういう制度を設けているものでございます。

○議長（中西峰雄君）この際、議長より申し上げます。午後1時まで休憩いたします。

（午前11時57分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

順番13番 富岡君の再質問から行います。

3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）午前中のを思い出してください。時間あまりないんですが、申し上げたかったことは、国民健康保険税額の策定にあたり、91%の収納率ということで実行されているということは、簡単に言いますと、10万円の国民健康保険税を支払っている人、100%なら10万円。そして91%の収納率でいきますと、10万9,000円の負担になっているわけです。税額が。この論理わかっただけですか。ですから、ここの部分をただしていただきたい。このことを言いたいです。わかっただけですか。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）念を押しときます。ちょっと時間ないのでね。この国民健康保険税の問題で、最もただしたいのは、④の強制徴収なんです。預金などの差し押さえ。これ、悪質な対応者に対して強制徴収を私は否定しているのではないですよ。で、伺います。これも総務部長、お願いします。強制徴収はいかなる法律を適用して実施していますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）国税徴収法なり地

方税法ということでございます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）前回いただいた資料では、水利地益税法という、相当古い法だと思います。それに地方税法、国税徴収法と。この三つであると認識しますが、間違いありませんか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）はい、失礼しました。そのとおりです。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）この地方税法の第8節に、納税の猶予というのがあります。その15条の7で、滞納処分の停止が記載されているわけですが、その2に、「滞納処分をすることによって、その生活を著しく急迫させる恐れがあるとき」というこういう項があるんですよ。これは、確認できますか。生活費の差し押さえは、これは明確に禁止されていると。これは間違いありませんね。

私、何度かこの場でも紹介したんですが、銀行に振り込まれたお金の全額を差し押さえている実態。中に、パート代金として1カ月分の7万円。振り込まれた。その全額を差し押さえた。あるいは、生活苦で、親戚に頼み込んで振り込んでもらった5万円。その全額を差し押さえた。これは、生活を著しく急迫させる以外の何物でもないと思うんですが、これらの行為というのは、この地方税法違反ということになりますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）地方税法は、確認把握しているつもりでございます。

それから、今ご質問の生活費の差し押さえということでございますけれども、国税徴収法におきましては、生活費の差し押さえ禁止と表現をした条項はございませんので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私、言いたいことを言います。当局の。地方税法より、国税徴収法が優先されると言いたいんかと思うんですが、国税徴収法の中にも、給料の中の生活費、これを強制徴収してはならないというふうにしつかりとうたわれているんです。ところが、この給料が銀行に振り込まれたと。この瞬間、預金になるんだという、こういう解釈をするわけです。預金を差し押さえているのであって、給料を差し押さえていないと、こういう見解なんですよ。銀行に振り込まれた給料の全額、これ市であった最近の事実です。18万円全額差し押さえられたと。こういうケースあるんです。これ、間違いありませんか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）まず、最初の口座からのということなんですけれども、被雇用者の雇用者への給与の支払請求権と、預金者の銀行等への預貯金の支払戻し請求権とは全く別の債権と考えるのが一般的な法的判断であるというふうに、私どもは理解をしております。考えております。

ただ、私どもは個別のお答えじゃなしに、全般的なお話としてご答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、結果的には、例えば、例えばですけれども、ある預金に入っている金額を全額押さえたということになりますけれども、例えばそういう事例があったとしますと、それはそこに至るまでは、前回もご答弁させていただきましたが、これはどなたに限らず滞納されておる方につきましては、まずは督促状から始まりまして、催告書、最終催告書なり、これを1回、2回出す場合もございます。その中には、納税相談等、またお越しいただいた場合は、分納誓約書を提出していただいて、それを履行していただい

ておると。そういう手続は滞納されているすべての方に順次手続をさせていただいた結果が、そういうどうしても相談にも来ていただけない。納税もしていただけないという方につきましては、我々も非常に苦しいんですが、最終の差し押さえをさせていただいておるといことで、ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）答弁にのっていつちゃあれなんやけど、不意打ちをくらったというのが圧倒的なんですよ。給料日だから、給料を出しに銀行へ行ったんでしょ。1円もないんやと。利子も含めて、全部差し押さえてしまっているというのが実際なんです。

次に申し上げたいのは、訴訟を起こした人があるんですよ。群馬県の玉村町、今言っているのと同じ問題で町民が訴訟を起こしました。町は、2008年5月、国民健康保険税、町民税の滞納を理由に銀行口座に振り込まれた給料の約20万円を予告なしで全額差し押さえた。これは本人は必死になって家賃も電気代も払えないと。死ねと言うことかと。町に抗議するんですけども、これ解除されないんです。そこで、処分の取り消しと損害賠償を求めて東京高裁で争って、結果は和解したんですよ。町が解決金62万円を支払うことで和解をしました。この訴訟は。当局は、この事例を知っていますか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）たしかその自治体の名前を正確に覚えていないんですけど、よく似た多分その自治体だと思います。同じ自治体であれば、それは認識はしてございます。なおかつ、うちの市の、橋本市の納税課とその市役所の担当部局との横の会話と申しますか。情報をいただいております。

以上です。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）これは本年3月に和解したんですけど、私、申し上げたいのは、この裁判で争われたのは、給与の預金債権は差し押さえ禁止財産かどうかということでした。商工新聞に非常に詳しく、立正大学の教授が給与の預金債権は差し押さえ禁止財産だということ、これは裁判所に提出した全文なんですけれども、要は和解書にどう書かれているかといえ、納税者の生活実態の尊重が重要と。こういうことが書かれているんです。この最新の裁判での和解なんですけれども、こういう判断、これを重視していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）生活実態の尊重ということについては、今までからも常日頃心がけておるところでございまして、これからもその点については重視をさせていただきたいと思っております。

答弁になるかどうかわかりませんが、毎日のように差し押さえの決裁起案文書が上がってまいります。ほかにも各課から私のところへは合議ということで決裁が回ってきておりますが、その中で一番私ども、差し押さえの場合は交渉経過表というなるものが個人個人の滞納されておる方についております。これはご答弁になるかどうかわかりませんが、大きく言えば、差し押さえ案件の決裁に私どもが一番の時間を費やして内容を見させていただいておるといことで、ご答弁させていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）時間もないんですが、どう考えても、私に入っている情報では、明らかに生活を圧迫するというか、著しく急迫させる事実がいくつかあるんですよ。もう同じことを言いませんけどもね。部長、あるて

認めてくれる。はい、て。だから、何を言いたいかで、いろいろ議論してんやけど、橋本市が実施している強制徴収、強制徴収そのものを否定しているのではありませんよ。対象者の生活を著しく急迫させている現実が見受けられるんですよ。私、もう繰り返しませんけども、事実。このような強制徴収は、即刻やっぱり改めるべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）生活を著しくということのご質問なんですけれども、その点につきましては、今までからもそういう対応はしておりますが、今後も家庭訪問させていただくなり、財産調査をさせていただくなり、そういったことには時間をかけて、滞納されておる方であっても生活を著しく困窮させるような差し押さえということについては、十分配慮注意していきたいと、慎重に対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の答弁、必ず厳守してください。きょうも含めて、こうした相談があった場合は、著しく生活を急迫させる場合は部長のところに言いに行ったらいいんかい。即刻停止してくれる。法律は、でもそうなりますよ。取り立てばかりのこと、言ってませんよ。生活を極端に困難にしてしまう場合の取り立てはやめれというふうに明確に法律で決まっている話なんでね。もう一度確認してください。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）ご答弁させていただきます。私どもも決して差し押さえ件数が我々の成績に上がっていくわけでは毛頭ございません。そういうことで、今までからもそうなんですけれども、繰り返しのご答弁にな

るかわかりませんが、滞納されとる方につきましては、議員ご指摘のとおり生活に困窮されておる方はたくさんおられると思います。そういう方々については、納税課のほうへ窓口に来ていただきたい。また、分納誓約もしてほしいということで、取り組みはさせていただきますいておりまして、今後もさせていただきます。

それと、我々行政の責務としましては、ただ滞納はたまってきたから、日数が過ぎたから差し押さえすればいいんだということは、毛頭考えておりませんで、今月号の広報でもそうでございますけれども、1回に限らず何回も何回も休日相談、夜間相談、またまた納税をよろしく願いますということで、9月号にも広報も載せさせていただきます。そういうことで、事前のやはり市民の方々の理解をいただくというそういう広報も必要かというふうには考えておりますので、その点我々、決して喜んで差し押さえをしているわけではございませんので、その点もご理解も賜りまして、議員ご質問の部分につきましては、慎重に慎重に対応させていただきます。よろしく願いいたします。ご答弁にかえさせていただきます。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）今の答弁、しっかり守ってください。でなかったら、訴訟を起こしてやらな、もう対応せなならないという事態になるかというふうに思います。

時間ないので、2項目めの、また部長やな。コミュニティバスの充実についてなんですけど、現在運行されている東コース、中コース、西コースと、3コースあるわけですけども、聞いてくれてる。東コースの利用者が一番少ないんですよ。その要因について、当局はどのように考えてますか。伺います。

○議長（中西峰雄君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）確かに、中コースが一番多いわけでございます。東コースにつきましては、時間的にはそうかかってはおりません。57分、1周するのに約1時間弱、57分というところで。ただ、それは今のところ分析はしておりませんが、人口密度の問題があるのか、そのほかとの交通アクセスとの問題があるのか、今後そういった部分については、東、中、西も含めまして分析をしていきたいと、そういうふう考えております。

○議長（中西峰雄君）3番 富岡君。

○3番（富岡清彦君）私は、その要因の一つに、市民生活に合った魅力あるコースというか、停留所づくりが必要ではないかというふうに思っています。

例えば、あやの台のショッピングセンターに停留所がないと。こういったコースに入っていないわけですね。市民が生活する上で、こうした食料確保というのは絶対必要な要件になるわけですが、そのことと現在の3コースの中で、今、言われましたけれども、東コースが一番一巡するのに時間が少なくて済んでいると。57分で回ってくると。西コースの場合は、1便と4便が94分と。2便、3便が111分と。中コースが76分ですか。いうことから言えば、東コースであやの台停留所やあるいはJR隅田駅に停留所をつくっていくということは、時間的にも十分可能かと思うので、是非実現をしていただきたいと思えます。市長、よろしく願いしときます。

終わります。もう時間ないので。

○議長（中西峰雄君）これをもって、3番 富岡君の一般質問は終わりました。